

## 出雲市フォレスト・サポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林の整備や林業に関する普及等を図ることにより、林業の振興に資するため、出雲市フォレスト・サポート運営協議会（以下「森さぼ運営協議会」という。）規約第3条に規定する事業（以下「森さぼ事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 森林施業支援事業とは、木材を生産し、安定的に供給する事業をいう。
- (2) 担い手支援事業とは、森林整備や林業に従事する者を支援する事業をいう。
- (3) 普及・啓発事業とは、林業に係る普及啓発する事業をいう。
- (4) 森林所有者等とは、森林を所有する者及び森林を所有する者から森林整備の委託を受けた者又は団体をいう。
- (5) 林業事業体とは、市内で施業を行う素材生産業者をいう。
- (6) 木材事業者とは、市内で木材加工や製材業を行う者をいう。

### (森さぼ事業の区分、種目及び目的等)

第3条 森さぼ事業の区分、種目及び目的は、次のとおりとする。

#### (1) 森林施業支援事業

- ア 造林事業 新植、補植、保育及び新植に先立ち行う竹林除去を支援することを目的とする。
- イ 市産材生産促進事業 市産材の原木出荷促進を目的とする。
- ウ 作業道整備事業 新設及び既設作業道の整備を支援することを目的とする。

#### (2) 担い手支援事業

- ア 安全対策事業 林業に必要な安全防具の購入や資格取得及び研修会等の開催を支援することを目的とする。
- イ 機械・器具支援事業 伐採、集材、運搬、製材、木材加工等に使用し、林業労働災害防止、省力化及び品質向上に資する林業機械・器具の購入又は賃借並びに林業の省力化に資する ICT 器具取得やシステムの導入支援を目的とする。

#### (3) 普及・啓発事業

ア 普及事業 森林整備・林業振興に資する活動への支援を目的とする。

イ 啓発事業 森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発を目的とする。

2 前項に規定する事業の内容、事業実施主体及び採択要件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付)

第4条 森さぼ運営協議会は、前条第2項に規定する事業実施主体に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の補助対象経費、補助率又は補助金額は、出雲市フォレスト・サポート補助金交付要綱で定める。

3 前条第1項第1号ウの事業を除き、前項の補助対象経費には、施設機械の補修を含まないものとする。

(事業の申請)

第5条 第3条第1項各号に規定する事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)

は、事業認定申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)及びその他必要な書類を添付して、森さぼ運営協議会会長が定める日までに、会長へ提出しなければならない。

2 市産材生産促進事業については、申請前に実施した内容についても認める。

(事業の審査及び認定)

第6条 会長は、前条第1項の申請があったときは、当該事業計画の内容及び事業効果等を審査し、事業計画の認定又は不認定の決定を行わなければならない。

2 会長は、前項の審査にあたり、別に審査会を組織し、事前に意見を求めることができる。

3 会長が認定する旨の決定を行ったときは事業計画認定通知書(様式第3号)により、認定しない旨の決定を行ったときは事業計画不認定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の完了期限)

第7条 前条の認定を受けた申請者(以下「事業者」という。)は、認定を受けた年度(以下「当該事業実施年度」という。)内に、認定事業を完了しなければならない。

(認定の取消)

第8条 会長は、事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該事業者の事業認定を取り消すことができる。

(1) 事業者が、認定事業に着手しない場合

(2) 事業者が実施した事業の内容が、第6条の認定を受けた事業計画の内容と大きく

異なる場合

(3) 事業者が、当該事業実施年度内にその事業を完了する見込みがない場合  
(森さぼ事業実施期間)

第9条 森さぼ事業の実施期間は、令和4年度から令和6年度までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、森さぼ事業の実施にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	種目	内容	事業実施主体	採択要件	
1. 森林施業支援事業	(1) 造林事業	民有林で、国、県事業の補助対象外の新植・補植・保育（下刈り、枝打ち、除伐、間伐、）・竹林除去への助成	森林所有者等 林業事業体	新植・補植・保育・新植に先立ち行う竹林除去 樹種：スギ、ヒノキ、マツ等 針葉樹、広葉樹等 面積：0.1ha 以上	
	(2) 市産材生産促進事業	主伐・利用間伐	民有林で、国、県事業の補助対象外の主伐・利用間伐及び運搬への助成	森林所有者等 林業事業体	造林を前提とした主伐・利用間伐による資産材の生産 樹種：スギ、ヒノキ、マツ等 針葉樹、広葉樹等 面積： 主伐：0.1ha 以上 1.0ha 未満 利用間伐：0.1ha 以上 3.0ha 未満 搬出材積：10 m <sup>3</sup> 以上
		運搬			出雲木材市場、出雲地区森林組合丸棒加工工場への木材の出荷 樹種：スギ、ヒノキ、マツ等 針葉樹、広葉樹等 搬出材積：10 m <sup>3</sup> 以上
	(3) 作業道整備事業	新設	民有林で、国、県事業の補助対象外の作業道整備への助成	森林所有者等 林業事業体	規格：延長 50m以上 幅員 1.5m以上 3m 以内 最急勾配：25%
		修繕			既設作業道管理修繕
	2. 担い手育成支援事業	(1) 安全対策事業	安全防具購入	森林所有者等 林業事業体 木材事業者	市内に住所を有する現場従事者又は現場従事者を有する林業事業体若しくは木材事業者で5年間の現場従事が確定している者。
資格取得					
研修会等開催支援		担い手育成に資する研修会に対する助成	林業事業体及び木材事業者で構成する組織等	林業の担い手の育成等を目的とした事業であること。	
(2) 機械・器具支援事業	機械・器具取得支援	林業労働災害防止・省力化及び品質向上に資する機械・器具の取得、賃借への経費助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者 みんなでつくる出雲の森事業出荷登録者	伐採・集材・運搬（土場まで）、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の購入で1台20万円以上とする。ただし、チェーンソー及び刈払い機の場合は、エンジン式、バッテリー式どちらも1台5万円以上のものを補助対象とし、みんなでつくる出雲の森事業登録者に限る。	

		機械・器具賃借支援		森林所有者等 林業事業体 木材事業者	伐採・集材・運搬（土場まで）、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の賃借。
		林業 ICT 支援	林業の省力化に資する器具購入・システム導入経費に対する助成		林業の省力化に資する器具購入やシステム導入。
3. 普及・啓発事業	(1) 普及事業		森林整備・林業振興に資する事業に対する助成	森林整備・林業振興に資する団体	林業事業体及び木材事業者等が相互に連携し、森林整備・林業振興を目的とした事業であること。
	(2) 啓発事業		森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発活動に対する助成	森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発に資する団体	地域、学校、団体が行う森林・林業・木材利用に関する啓発等を目的とした事業であること